

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

関東トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 神奈川県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 埼玉県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 群馬県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 千葉県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 茨城県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 山梨県トラック協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

関自貨第66号の2
関自監貨第35号の2
関自保第16号の2
令和6年5月7日

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局長から令和6年3月29日付け国自貨第868号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。